

# 中国税務 及び投資速報 (日本語要約版)

2021年1月

JBS Newsletter  
2021年3月8日

## Contents

### 税務法規

▶「中華人民共和国印紙税法(草案)」

▶「企業所得税年度納税申告表の改訂に関する公告」(国家税務総局公告[2020]24号) (“24号公告”)

### 商務法規

▶「外商投資産業目録(2020年版)」(国家発展改革委員会、商務部令[2020]38号) (“38号令”)

▶「海南自由貿易港外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2020年版)」(国家発展改革委員会、商務部令[2020]39号) (“39号令”)

▶「クロスボーダー人民元政策の一層の最適化、対外貿易と外資の安定化の支持に関する通知」(銀発[2020]330号) (“330号通達”) ほか

EY中国では、税務・商務法規の最新状況に関するニュースレター、「中国税務及び投資速報」(中国語<sup>1</sup>、英語<sup>2</sup>)を毎週発行しています。

2021年1月の発行状況は以下の通りです。

- |                 |           |
|-----------------|-----------|
| ▶ 2021年 01月 08日 | 第2021001号 |
| ▶ 2021年 01月 15日 | 第2021002号 |
| ▶ 2021年 01月 22日 | 第2021003号 |
| ▶ 2021年 01月 29日 | 第2021004号 |

Japan Business Servicesグループで、2021年1月発行分の中から、日系企業にとって重要性の高いと思われる税務・商務法規を選定して、「中国税務及び投資速報」の日本語要約版をお届けいたします。

<sup>1</sup> 「中国税务及投资法规速递」

<sup>2</sup> 「China Tax & Investment Express」

これら中国語版・英語版のニュースレターは次のサイトでご覧いただけます。

(中国語版) [www.ey.com/chinese/CTIE](http://www.ey.com/chinese/CTIE)

(英語版) [www.ey.com/cn/CTIE](http://www.ey.com/cn/CTIE)

## 税務法規

### ▶ 「中華人民共和国印紙税法(草案)」

#### 概要

李克強総理が2021年1月4日に開催した国務院常務会議(“会議”)において、「中華人民共和国印紙税法(草案)」(“印紙税法草案”)が可決された。

「印紙税法草案」の内容はまだ公布されていないが、会議に関する公式報道によれば、「印紙税法草案」は全般的に現行税制を維持するもので、かつ証券取引印紙税が法の中に組み入れられた。また、会議に関する公式報道では、「印紙税法草案」に関する以下の情報も紹介している。

- ▶ 売買、技術などの契約及び証券取引に係る税率は不变とする。
- ▶ 加工請負、建設工事・探査・設計、貨物運送の契約、営業帳簿に係る税率を引き下げる。
- ▶ 許可証などの印紙税の税目を撤廃する。

「印紙税法草案」では、納税者の税負担の軽減を目的として、税目が一部簡素化され、税率も一部引き下げられた。また、徴税管理をより科学的なものとすることにより、自由裁量権を減じ、任意性の穴を塞ぐようしている。会議では、「印紙税法草案」を全国人民代表大会常務委員会の審議にかけることを決定した。

会議に関する公式報道の全文は次のサイトでご覧いただけます。

[http://www.gov.cn/premier/2021-01/04/content\\_5576925.htm](http://www.gov.cn/premier/2021-01/04/content_5576925.htm)

### ▶ 「企業所得税年度納税申告表の改訂に関する公告」(国家税務総局公告[2020]24号)(“24号公告”)

#### 概要

新しい企業所得税政策(例えば、新型コロナウイルスの防疫を支持する租税政策及び海南自由貿易港に係る租税優遇政策)の実施に合わせるために、国家税務総局は2020年12月30日付の24号公告により、改訂後の企業所得税年度納税申告書を公布した。

主な改訂内容は次のとおりである。

- ▶ 11のフォームの様式及び記入説明を改訂した。「企業所得税年度納税申告基礎情報表」(A000000)、「納税調整項目明細表」(A 105000)及び「企業所得税欠損補填明細表」(A 106000)などを含む。

- ▶ 「中華人民共和国企業所得税年度納税申告表(A類)」(A100000)及び「国外所得税額控除明細表」(A108000)の2つフォームに対しては、記入説明のみを改訂した。

24号公告は2020年度以降の企業所得税の確定申告に適用される。今後、新しい政策が打ち出された場合、その新しい政策に関する規定に従い記入する。過年度の企業所得税納税申告表に関する規則が24号公告と一致していない場合、遡及調整は行わない。納税者が過年度の税務事項を調整する場合、関連年度の企業所得税納税申告表に関する規則に従い調整を行う。

24号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n362/c5160521/content.html>

24号公告解説の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810760/c5160522/content.html>

## 商務法規

### ▶ 「外商投資産業目録(2020年版)」(国家発展改革委員会、商務部令[2020]38号)(“38号令”)

#### 概要

外部環境の複雑な変化に積極的に対応し、開放拡大と外資誘致の方向性を堅持するために、国家発展改革委員会、商務部は2020年12月27日付の38号令により、「外商投資奨励産業目録(2020年版)」(「2020年版目録」)を公布した。昨年公布された「外商投資奨励産業目録(2019年版)」(「2019年版目録」)と比べ、「2020年版目録」では合わせて127項目の追加、88項目の修正が行われ、外商投資を奨励する範囲がさらに拡大され、製造業、生産性サービス業、中西部地域の項目が重点的に追加された。主な変更点は次のとおりである。

- ▶ 外資が産業チェーンのサプライチェーンにおいてさらに積極的な役割を果たすようにする。
- ▶ 研究開発・設計、ビジネスサービス、现代物流及び情報サービス分野を含む生産性サービス業への外資による投資をさらに奨励する。

- ▶ 中西部地域への外資による投資をさらに奨励する。そのほか、「外商投資奨励産業目録」にある分野に関わる外商投資企業或いはプロジェクトは、租税優遇政策の適用を受けることができる。主に以下の優遇政策を含む。
  - ▶ 投資総額内において輸入する適格の自用設備は、関税を免除する。
  - ▶ 適格の西部地域及び海南省の奨励類産業の外商投資企業には、15%の軽減税率を適用する。

「2020年版目録」は2021年1月27日より施行され、「2019年版目録」は同時に廃止される。

「2020年版目録」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://wzs.mofcom.gov.cn/article/n/202012/20201203026619.shtml>

「2019年版目録」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/f/201906/20190602877005.shtml>

- ▶ 「海南自由貿易港外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2020年版)」(国家発展改革委員会、商務部令[2020]39号) (“39号令”)

## 概要

国家発展改革委員会及び商務部は2020年12月31日付の39号令により、「海南自由貿易港外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2020年版)」(“海南外商投資ネガティブリスト”)を公布した。「海南外商投資ネガティブリスト」は2021年2月1日より発効する。

「海南外商投資ネガティブリスト」には11業種の27項目が含まれ、現行の「外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2020年版)」(国家発展及び改革委員会、商務部令[2020]32号) (“全国版の外商投資ネガティブリスト”)における12業種の33項目、及び「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2020年版)」(国家発展改革委員会、商務部令[2020]33号) (“自贸外商投資ネガティブリスト”)と比べ、より簡潔で、開放を促進するものである。

「海南外商投資ネガティブリスト」の主な内容は次のとおりである。

- ▶ 付加価値電気通信、教育などの重点分野の開放を推進する。例えば、オンラインデータ処理及び取引処理業務に係る外資参入制限を撤廃し、国外の理学・工学・農学・医学類のハイレベルの大学、専門学校が単独で海南自由貿易港において学校運営をすることを許可する。
- ▶ ビジネスサービスの対外開放を拡大する。例えば、外国投資者が一部の海南の商事に係る非訴訟法律事務などへ投資することを許可する。
- ▶ 制造業、採鉱業への参入を緩和する。例えば、外国投資者によるレアアース、放射性鉱物、タンクステンの探査、采掘及び選鉱への投資を禁止するという規定を撤廃し、国家と海南省の鉱業分野における内外資一致の原則に基づき管理を実施する。

「海南外商投資ネガティブリスト」以外の分野は、内外資一致の原則に基づき管理を実施する。

「海南外商投資ネガティブリスト」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

[http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2021-01/01/content\\_5576049.htm](http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2021-01/01/content_5576049.htm)

全国版の外商投資ネガティブリストの全文は次のサイトでご覧いただけます。

[https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/fzggwl/202006/t20200624\\_1231938.html](https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/fzggwl/202006/t20200624_1231938.html)

自貿区外商投資ネガティブリストの全文は次のサイトでご覧いただけます。

[https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/fzggwl/202006/t20200624\\_1231939.html](https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/fzggwl/202006/t20200624_1231939.html)

- ▶ 「クロスボーダー人民元政策の一層の最適化、対外貿易と外資の安定化の支持に関する通知」(銀発[2020]330号) (“330号通達”)
- ▶ 「企業のクロスボーダー融資のマクロプルーデンス調整パラメーターの調整に関する通知」(銀発[2021]5号) (“5号通達”)

## 概要

クロスボーダー人民元業務の実体経済への寄与、貿易・投資の利便化の促進の役割を一層発揮させるために、政府の複数の部門、委員会は2020年12月31日付の330号通達により、クロスボーダー人民元政策の最適化、対外貿易と外資の安定化などに関するいくつかの措置を打ち出した。

330号通達で言及している重要な措置は次のとおりである。

#### 実態経済のニーズを満たすための、より高いレベルの貿易・投資における人民元決済の利便化の推進：

- ▶ 全国範囲でより高いレベルの貿易・投資の利便化を試行する。
- ▶ 貿易の新業態に係るクロスボーダー人民元決済を支持する。
- ▶ 商事制度改革に基づき、業務処理及び審査に対する要求を適時に調整する。

#### クロスボーダー人民元決済プロセスの一層の簡素化：

- ▶ クロスボーダー人民元業務の重点管理リストの形成メカニズムを最適化する。
- ▶ 書類審査の電子化を支持する。
- ▶ 多国籍企業グループの経常項目に係るクロスボーダーの人民元集中受払のアレンジメントを最適化する。

#### クロスボーダー人民元の投融資管理の一層の最適化：

- ▶ 一部の資本項目に係る人民元収入の使用制限を緩和する。
- ▶ 外商投資企業の国内再投資の利便化を図る。
- ▶ 国外投資者による国内再投資または国内企業の買収に係る専用口座の管理に関する要求を撤廃する。

#### 個人の経常項目に係るクロスボーダーの人民元受払の利便化：

- ▶ 個人の経常項目に係るクロスボーダー人民元決済業務の実施を支持する。
- ▶ 中国内地にある個人の人民元銀行決済口座への香港、マカオからの同一名義の送金を利便化する。

#### 国外機関の人民元銀行決済口座の使用の利便化：

- ▶ 国外機関の人民元銀行決済口座による国外送金の受入を利便化し、国外機関の人民元銀行決済口座の収入範囲を拡大する。

330号通達は2021年2月4日より施行される。従前の関連規定と330号通達の規定が一致しない場合、330号通達に準ずるものとする。

そのほか、国家外貨管理局及び中国人民銀行は2021年1月7日付の5号通達により、企業のクロスボーダー融資マクロプルーデンス調整パラメーターを1.25から1に引き下げた。5号通達は公布日から施行される。

マクロプルーデンス調整パラメーターの引下げに伴い、クロスボーダー融資リスク加重残高の上限も下がることになる（クロスボーダー融資リスク加重残高の上限＝資本または純資産額×クロスボーダー融資レバレッジ率×マクロプルーデンス調整パラメーター）。また、今回のパラメーターの調整によりクロスボーダー融資リスク加重残高の上限を超えることとなる場合でも、企業は5号通達の公布前からのクロスボーダー融資契約を期限まで保有することができる。

330号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.pbc.gov.cn/tiaofasi/144941/3581332/4158143/index.html>

5号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/4159638/index.html>

## Contact

当ニュースレターの内容に関するご質問がございましたら、下記のJapan Business Servicesの担当者までご連絡いただけます。

- |  |   |  |
|--|---|--|
| <p>▶ <b>北京</b></p> <p><b>堀尾 成宏</b><br/>監査<br/>+86 10 5815 4050<br/>naruhiro.horio@cn.ey.com</p> <p><b>西本 靖司</b><br/>監査<br/>+86 135 2029 7030<br/>Yasushi.Nishimoto@cn.ey.com</p> <p><b>上村 希世子</b><br/>税務・移転価格<br/>+86 10 5815 2289<br/>kiyoko.kamimura@cn.ey.com</p> <p>▶ <b>大連</b></p> <p><b>秋山 大輔</b><br/>監査<br/>+86 411 8252 8999<br/>daisuke.akiyama@cn.ey.com</p> <p>▶ <b>上海</b></p> <p><b>高橋 臣一</b><br/>監査<br/>+86 21 2228 2740<br/>shinichi.takahashi@cn.ey.com</p> <p><b>西澤 礼</b><br/>監査<br/>+86 21 2228 9579<br/>rei.nishizawa1@cn.ey.com</p> <p><b>佐藤 勝俊</b><br/>監査<br/>+86 21 2228 9579<br/>Katsutoshi.Sato@cn.ey.com</p> <p><b>星野 友子</b><br/>監査<br/>+86 21 2228 5958<br/>tomoko.hoshino@cn.ey.com</p> <p><b>山村 亮</b><br/>監査<br/>+86 21 2228 3239<br/>ryo.yamamura1@cn.ey.com</p> | <p><b>江 海峰</b><br/>金融<br/>+86 21 2228 2963<br/>alex.jiang@cn.ey.com</p> <p><b>北原 遼一</b><br/>金融<br/>+86 21 2228 6769<br/>ryoichi.kitahara1@cn.ey.com</p> <p><b>三宅 亜紀子</b><br/>Forensics<br/>+86 21 2228 5688<br/>akiko.a.miyake@cn.ey.com</p> <p><b>坂出 加奈</b><br/>税務・移転価格<br/>+86 21 2228 2289<br/>kana.sakaide@cn.ey.com</p> <p><b>小島 圭介</b><br/>税務<br/>+86 21 2228 2854<br/>keisuke.kojima@cn.ey.com</p> <p><b>万家駿</b><br/>法務<br/>+86 21 2228 8374<br/>jiajun.wan@chenandco.com</p> <p><b>久保田 順一</b><br/>TAS<br/>+86 21 2228 4749<br/>junichi.kubota@cn.ey.com</p> <p>▶ <b>広州</b></p> <p><b>長内 幸浩</b><br/>監査<br/>+86 20 2881 2675<br/>yukihiro.osanai@cn.ey.com</p> <p><b>梁 晃</b><br/>監査<br/>+86 20 2838 1043<br/>ye.liang@cn.ey.com</p> | <p>▶ <b>深圳</b></p> <p><b>浅井 哲史</b><br/>監査<br/>+86 755 2502 8369<br/>Satoshi.Asai1@cn.ey.com</p> <p>▶ <b>香港</b></p> <p><b>重富 由香</b><br/>監査<br/>+852 2629 3907<br/>yuka.shigetomi@hk.ey.com</p> <p><b>柿本 啓太</b><br/>監査<br/>+852 2846 9005<br/>keita.kakimoto2@hk.ey.com</p> <p><b>塙原 俊郎</b><br/>監査<br/>+852 3471 2751<br/>toshio.tsukahara@hk.ey.com</p> <p><b>吉田 薫</b><br/>監査<br/>+852 2629 3909<br/>kaori.yoshida@hk.ey.com</p> <p><b>徳山 勇樹</b><br/>監査<br/>+852 37585988<br/>yuki.tokuyama@hk.ey.com</p> |
|--|---|--|

► 東京

EY税理士法人 中国デスク

大久保 恵美子

税務

emiko.okubo@jp.ey.com

蘇麗芬(Emma Su)

税務

Emma.Su2@jp.ey.com

新日本有限責任監査法人

マークツ本部 海外企画部JBS

+81 3 3503 1844

関口 勝也

toshikatsu.sekiguchi@jp.ey.com

田中 勝也

katsuya.tanaka@jp.ey.com

野口 正邦

masakuni.noguchi@jp.ey.com

EY | Tax | Strategy and Transactions | Consulting

EYについて

EYは、監査、税務、トランザクション及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。世界中のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮するサポートを行い、業界他社との差別化を図っております。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバー・ファームにより構成された国際組織を指し、各メンバー・ファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っておりません。より詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。  
[www.ey.com](http://www.ey.com)。

© 2021 Ernst & Young (China) Advisory Limited.

版權所有

APAC No. 03012016

ED None.

本配布物は参考とされることのみを目的としており、会計・税務その他の専門アドバイスとして最終決定の根拠とするものではありません。具体的な問題については、各専門家による適切なアドバイスを参照されるようお願いいたします。

[ey.com/china](http://ey.com/china)

Follow us on WeChat

Scan the QR code and stay up to date with the latest EY news.

